

# 真庭市 協働のまちづくり推進指針 改訂版

オール真庭で取り組む人が輝くまちづくり

【本編】

# 目次

・協働のまちづくり推進指針の改訂にあたって	2
・第1章 指針策定の背景と目的	
1.なぜ「協働のまちづくり」か	3～4
2.何のための指針か	5
3.「協働のまちづくり」はみんなで作るもの	6
・第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方	
1.協働のまちづくりの基本原則と方法	7～8
2.協働のまちづくりのイメージ（方法）	9
3.協働のまちづくりのイメージ（補完性の原理）	10
4.協働の方法（概要と効果）	11～12
5.協働の種類	13
・第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策	
1.協働のまちづくり推進のための5本柱と具体的な施策	14
（1）市民活動団体の活性化	15
（2）住民自治の促進	16
（3）市民と行政のコミュニケーション促進	17
（4）協働を推進するための市の体制づくり	18
（5）協働を実践する場づくり	19

# 協働のまちづくり推進指針の改訂にあたって

平成19年3月に策定された「協働のまちづくり推進指針」は、真庭市の未来を見据え、市民と行政が心を合わせて取り組む協働の礎となってきました。時代の歩みとともに、社会は大きく変化し、少子高齢化や人口減少、デジタル化の進展、環境問題など、私たちの地域も新たな課題に直面しています。一方で真庭市内では蒜山高原をはじめとする豊かな自然を資源として生かしたCLTやバイオマス、生ごみの液肥化など循環型社会への取り組みや、GREENable HIRUZEN（グリーンブルヒルゼン）など地域のシンボルを中心とした新しい文化的価値も生まれ、真庭市ならではの魅力が一層輝いています。

こうした時代の変化に対応し、自然と人、伝統と先進が調和するまちづくりを実現するためには、行政や市民、地域団体や企業、教育機関、NPOに加え、農林業・観光業・芸術文化といった多様な分野のみなさんが、それぞれの知恵や力を持ち寄り、互いに支え合い、学び合うことが不可欠です。そうした「オール真庭」の気持ちで、誰ひとり取り残さないまち、そして次世代に誇れるまちを目指すために、これまで以上に市民一人ひとりが主役となり、みんなで一緒に未来を創り上げていく。その歩みこそが、真庭らしい協働のかたちです。

今回の改訂では、こうした「オール真庭」による共創・協働を基本に据え、現在と未来の社会変化を踏まえて持続可能で多様性のある新しい地域社会の実現に向けた指針となるよう、これまでの協働の振り返りと未来の真庭市に向けて市民アンケート、NPOや地域づくりに取り組む方へのヒアリング、そして市民、行政それぞれによるワークショップで議論した結果を踏まえて作成いたしました。

この指針が、世代や立場を超え、市民のみなさま誰もが力を発揮できる「真庭づくり」への力強い一歩となることを願っています。



# 第1章 指針策定の背景と目的

## 1.なぜ「協働のまちづくり」か

かつて地域では、結（ゆい）や寄り合いなどのしくみで「困ったときはお互いさま」が当たり前でした。けれど今、状況は大きく変わっています。

人口が減り  
高齢化  
が進む

- ・若い世代の転出が続き、2040年には3人に1人が65歳以上になる見通し
- ・地域行事や自治会の役割を担う人が足りなくなっている

行政の  
財源も  
限られる

- ・税収は減る一方で、高齢者福祉や災害対策の費用は年々増加
- ・行政だけでは、きめ細かなサービスをすべて賄えなくなりつつある

暮らし方  
が多様化

- ・共働きやリモートワーク、副業などで生活時間がバラバラ
- ・隣近所の顔を知らない、頼る先が見つげにくい、といった声が増える

複雑な  
課題が  
同時に  
押し寄せる

- ・気候変動による災害、空き家の増加、子育てや介護の負担など、分野横断の課題が同時に起きている

# 第1章 指針策定の背景と目的

## 1.なぜ「協働のまちづくり」か

こうした背景を踏まえると、「人も財源も減る時代に、地域を支える最後の砦が“協働”である」という現実が見えてきます。行政・地縁組織・企業・NPO・市民団体・学校・移住者・外国人など、立場や世代を超えて力と知恵を持ち寄る—それが協働のまちづくりです。



協働は「行政の肩代わり」でも「善意任せ」でもありません。

- ・行政は制度や情報、基本的な財源を用意する
- ・市民や団体は現場感覚や専門性、アイデアを提供する
- ・成果と責任はみんなで共有する

限られた人とお金でも“真庭らしい暮らし”を守り、未来につなげることができます。だからこそ今、協働が必要です。

# 第1章 指針策定の背景と目的

## 2. 何のための指針か

(1) 「みんなで築くまちづくり」の実現 --- そのために指針が果たす4つの役割 ---

私たちが目指すのは「行政まかせ」「一部の熱心な人まかせ」ではなく、子どもから高齢者まで、企業もNPOも移住者も、誰もが肩を並べて“まちづくりの当事者”になることです、そのゴールに向かう羅針盤として、本指針は次の4つを担います。



協働の  
まちづくり  
への理解を  
図る

なぜ今協働が必要なのか、暮らしとの関わりを身近な言葉で示し、「やってみよう」の共感を広げる



協働の  
基本ルール  
と方法を  
示す

相談窓口、事業化の手順、費用負担や情報公開のルールを明確にし、初めての人でも迷わず参加できる土台を作る



担い手の  
現状・課題  
の共有を  
図る

行政・自治会・NPO・企業・学校など、それぞれの強みと困りごとを“見える化”し、適材適所の役割分担を進める



協働を  
具体的に  
進める施策  
を示す

重点テーマなどを掲げ、「次に何をするか」を明確にし行動を後押し。この指針により、「みんなで築くまちづくり」という総合計画の理念実現を目指す

# 第1章 指針策定の背景と目的

## 3.「協働のまちづくり」はみんなで作るもの



いままでの行政主導によるまちづくり



地方分権の流れ／多様化・高度化した市民ニーズ  
／市民の自治意識の向上



**市民と行政による協働のまちづくり  
対等・知恵・役割・責任・補完**

市民満足度の高いまちに／地域課題が解決される／魅力あるまちづくりに  
／地域が活性化する／市民文化の高まり／自己実現をめざすなど

# 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

## 1. 協働のまちづくりの基本原則と方法

いろいろな市民ニーズに応えたり、地域課題を解決していきたりするために、市民と行政が対等なパートナーとして、協働で取り組む場合の基本原則や、協議の方法を参考に示します。

### (1) 協働の基本原則

市民と行政が協働するにあたって尊重する基本原則

#### 対等

協働で事業を行うためには、双方が対等の関係であることが原則となります。パートナーとして、対等な立場で協働し、信頼と協力関係を築きながら協働を進めていかなければなりません。

#### 自主性

市民活動が自主的に行われることを尊重し、NPOの持つ長所や意思を尊重することが大切になります。

#### 自立（自律）性

依存や、なれ合いの関係ではなく、双方が常に自立（自律）した存在として適度な緊張感のある中で、役割分担や責任感を持って事業を行うことが必要です。

#### 相互理解

相手の立場や、長所や短所を理解し、お互いが苦手とする所を補い合うことで、より実りのある事業を行うことができます。

#### 目的共有

「今、なぜ、この課題を解決しなければならないのか、そのために何をやらなければならないのか、いつまでに、どこまでやるのか」といった目的や目標の明確化と共有が必要です。

#### 情報共有

事業を実施する上で、必要な情報を収集し、お互いに情報を共有することで、事業内容に反映させることが大切です。

#### 情報公開

協働を行う両者の関係が、第三者からもよく分かる開かれたものでなければなりません。だれでも事業の中身を見ることができ、透明性の高い事業を行うことで、理解や協力も得られ、大きな成果を上げることができます。

#### 事業評価

協働で行った事業内容について、きちんと事業評価をすることで、改善点などが明確になり、次のステップにつなげることができます。

# 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

## 1. 協働のまちづくりの基本原則と方法

実際に協働で事業を行う場合には、さまざまな方法がある。協働の基本原則のもとに、状況に応じて下記の方法で実施していく必要があります。

### (2) 協働の方法

#### 共催・ 実行委員会等

行政とNPOなどが共同して事業を行うこと。実行委員会や協議会などを立ち上げて事業を行う場合もあります。あるいは、どちらか一方が主体となり、もう一方が協力する場合もあります。

#### 事業協力

NPOなどが事業を行う際に、行政の支援を受けて行うこと。場所の提供、広報活動、物質的支援を伴うこともあります。ほとんどが行政などの名義を使用することで信頼性を高めるために行うことが一般的です。

#### 委託

本来は行政が行うべき事業を、他の団体の特性や能力を活かすことにより、行政を上回る専門性、効率性などを活かして事業目的を達成すること。

#### 情報提供・ 相談・助言

市民活動や、協働で事業を実施する場合に、必要な情報の提供あるいは共有や、相談・助言を行うこと。

#### 補助・助成

先駆的な取り組みであるがため、行政が取り組むべきものか、そうでないものかの合意が不十分な領域。公共性が高い活動をする団体に対して、補助をすることで社会的な課題を解決していく。自主性を尊重し、自立化を促すような配慮が必要です。

#### 公共施設利用

社会的な課題解決に向けた取り組みを行う団体に、会議や作業の場を提供すること。指定管理者制度や指定地域共同活動団体制度の活用。

# 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

## 2.協働のまちづくりのイメージ（方法）

協働のまちづくりは、市民（個人）のできることは市民で、市民でできないことは地域や団体が、地域でできないことは行政が連携・協力しながら行う「補完性の原理」を基本としており、まちづくりにおける多様な担い手が、補完し協力しながら、進めていくことが大切です。

- 市民主体**：市民の責任と主体性により行われる領域
- 市民主導**：市民の主体性のもと行政と協力して行われる領域
- 対等**：市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われる領域
- 行政主導**：行政の主体性のもと市民の協力を得て行われる領域
- 行政主体**：行政の責任と主体性により行われる領域



### それぞれの領域に適した手法

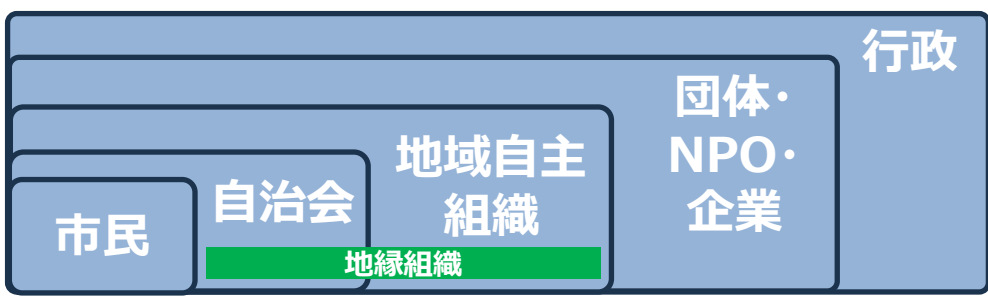
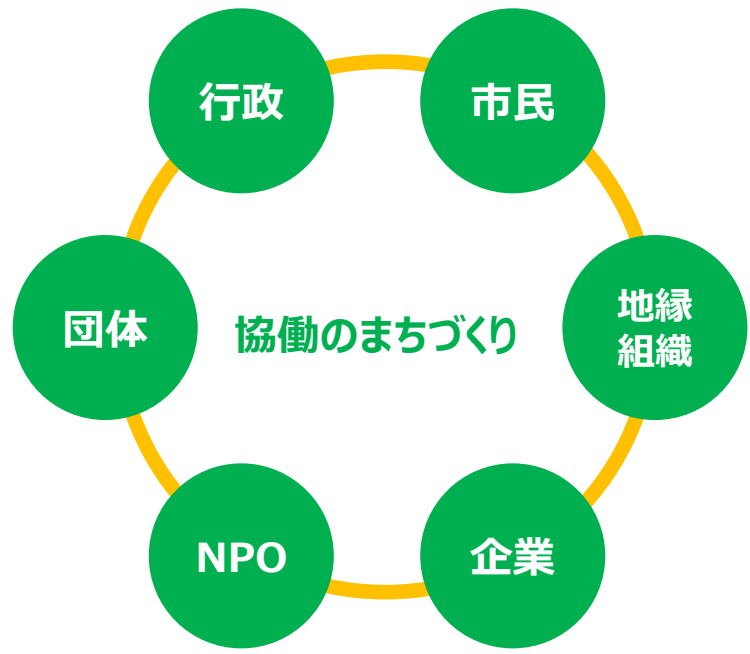


- 自助**：市民自らが取り組むこと
- 共助**：地域住民どうして取り組むこと
- 公助**：行政をはじめ公共を担うものが取り組むこと

# 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

## 3.協働のまちづくりのイメージ（補完性の原理）

### 協働のまちづくりを担うプレイヤー



## 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

### 4.協働の方法（概要と効果）

協働の形態	概要	効果
<b>共催</b>	共通目的の達成のため、市と協働のパートナーの両者が主催者となって事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>・協働のパートナーの特性やネットワークを生かした事業展開ができる。</li><li>・協働のパートナーを通じ市民意見を反映した事業が実施できる。</li><li>・相互理解や協力関係が促進される。</li></ul>
<b>実行委員会</b>	市民や団体の代表者等と市で構成された「実行委員会」や「協議会」が主催者となって事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな市民等の参加が可能、構成員の専門性や地域性、ノウハウやネットワークを生かすことができる。</li><li>・相互理解や協力関係が促進される。</li><li>・構成員の交流・連携が図れ、市民活動の活性化につながる。</li></ul>
<b>事業協力</b>	市と協働のパートナーがお互いの特性を生かし、一定期間、継続的な関係のもとで事業を実施する形態。一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや両者が共同実施するものなど。	<ul style="list-style-type: none"><li>・相互の特性が生かされ、効果的・効率的に事業を行うことができる。</li><li>・市と協働のパートナーとの継続的な協力関係が構築される。</li></ul>
<b>業務委託</b>	専門性、先駆性、柔軟性などといった特性を持つ協働のパートナーに業務委託し、より効果的な取組を進めるための形態。 （R7.12～一定の要件を満たした団体に随意契約が可能となった。指定地域共同活動団体制度）	<ul style="list-style-type: none"><li>・協働のパートナーが持つ特性や能力を生かすことで市にはない創造性や先駆性が期待でき、ニーズにあった市民サービスの提供が可能となる。</li><li>・専門性・柔軟性が発揮され、きめ細やかなサービスを提供できる。</li><li>・市町村の事務と関連する特定地域共同活動を委託することにより、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られる</li></ul>

# 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

## 4. 協働の方法（概要と効果）

協働の形態		概要	効果
情報交換・ 情報提供・ 相談・助言		市と協働のパートナーの両者が持っている情報を意見交換等により、提供・共有し、活用し合う形態。協働事業の提案を受けたり、協働事業に関する意見を聞いたりもする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を提供し合うことで、情報収集の効率化、情報の共有化が図られ効果的な協働事業の企画立案を行うことができる。</li> <li>・共有する地域課題の解決につながる事業展開が可能となる。</li> <li>・協働のパートナーは、市の情報を得ることで活動の幅や可能性が広がる。</li> </ul>
補助・助成		協働のパートナーが主体的に行う公益性の高い事業に対して、申請に基づいて資金提供を行う形態。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が対応しにくい先駆的な事業の実施が可能となり、市民にとってサービスを受ける幅が広がる。</li> <li>・活動資金を提供することで、副次的に協働のパートナーの財政基盤が安定し、自主性や自立性を更に高めることができる。</li> </ul>
公共施設利用	指定管理者	市が協働のパートナーを指定管理者として指定し、管理権限の委任により公の施設の管理運営等の業務を代行する形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のパートナーの特性が活かされ、効果的・効率的に事業を行うことができる。</li> <li>・運営方法、資金の提供方法等、明確な役割・責任分担が行える。</li> </ul>
	行政財産の貸付け	協働のパートナーが主体的に行う公益性の高い事業に対して、申請に基づいて行政財産の貸付けを行う。(R7.12～指定地域共同活動団体制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の事務と関連する特定地域共同活動により当該団体が行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られる。</li> </ul>

## 第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

### 5. 協働の類型

協働の類型	概要	効果
<b>連携事業型</b>	市民と行政が、それぞれの事業を自分の責任で行いながら、共通の目標に向けて連携します。責任の所在は、お互いにあります。	高齢者支援。地域住民が、その地域に居住する高齢者の健康づくりや、ふれあいの場づくり、世代間交流の場を提供している事業に対して、行政が助成。
<b>参入型</b>	市事業の一定部分をNPOなどが担うことを意味します。責任の所在は、市にあります。	子育て支援。子育てで悩む親をNPO法人と行政が協働により支援することや学童保育事業。
<b>共同事業型</b>	1つの事業を市民と行政が一緒に行い、責任を分担します。	勝山のお雛まつり、北房コスモス街道整備、美甘夏祭り、中和ふるさと祭り、エスパス野外ライブ、蒜山高原マラソン全国大会。
<b>側面支援型</b>	市民が事業を行う際に、行政の側面的支援を受けて行うことです。場所の提供、広報活動、物質的支援などを伴うこともあります。責任の所在は市民側にあります。	無火災まちづくり駅伝大会、はんざき祭り、北房ぶり市、ホテルまつりin北房などを地区住民が主体となるもの。

# 第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

## 1. 協働のまちづくり推進のための5本柱と具体的な施策

協働のまちづくりを推進していくために、次の5つの柱を掲げています。

### 市民運動の 活性化

- ・市民活動団体が活動しやすい環境の整備し地域全体の活性化を図る
- ・地域活動を支えるリーダーや団体を育成し持続可能な地域づくりの実現

### 住民自治の 促進

- ・住民自治を推進し地域の課題解決に向けた住民全体の取り組みを支援

### 市民と行政の コミュニケーションの 促進

- ・市民と行政が意見交換しやすい仕組みを構築し協働によるまちづくりを推進

### 協働を推進する ための 市の体制づくり

- ・協働を推進するための市の体制を整備し持続可能なまちづくりを実現

### 協働を実践する 場づくり

- ・協働を実現するための場を提供し地域課題の解決に向けた取り組みを推進

# 第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

## (1) 市民活動団体の活性化

- ・市民活動団体が活動しやすい環境を整備し地域全体の活性化を図る
- ・地域活動を支えるリーダーや団体を育成し持続可能な地域づくりの実現

### 交流の場の提供

- 市民が自由に集える場所を確保し交流の機会を創出
- 拠点整備補助金等を活用し、地域の交流の場を増やす

### 情報発信の強化

- 市民活動の好事例をWEBやSNSで発信し活動の認知度を向上させる
- 地域内外への情報発信を強化し、外部からの関係人口を増加させる
- SNS強化とメディアリテラシー向上研修を実施し、リスクを低減する

### リーダー 育成支援

- 地域リーダーを育成するための研修プログラムを推進、特に若い世代や女性リーダーの要望に応じ、重点的に対応
- リーダーの固定化を防ぐため定年制やローテーション制の導入を提案し、世代交代や育成のサポート体制を整備

### 団体の 立ち上げ支援

- 市民団体やNPOの設立を支援するための助成金制度を拡充
- エリアを越えてテーマ横断で活動する団体の活動を促進し、地域の課題解決に向けた協議を推進
- 団体の活動内容と収支をオンライン公開し透明性を確保

### 人材バンクの 設置

- 地域の人材を登録する「人材バンク」を設置し地域の課題に応じた人材活用を推進
- 市民一人ひとりが役割を持てる仕組みを構築（見守り活動、整備作業、専門分野など）

## (2) 住民自治の促進

- ・住民自治の推進
- ・地域の課題解決に向けた住民主体の取り組みを支援

### 地域自主組織 の維持・強化

- 自治会や地域自主組織の活動を支援するコーディネーターを配置
- コーディネーターが行政と住民の橋渡しも行う
- 地域活動を維持するための補助金を確保することで継続性確保

### 地域づくり委員会の 支援

- 現在の単位から各地域の特性や生活圏にあった単位へと見直す
- 全住民アンケートの結果など課題を明らかにし話し合いの場を設ける
- 人と人をつなぐネットワークの構築

### 若い世代の 参加促進

- 市外の若者が人口減少地域の活動に参加しやすい環境（二地域居住や交流人口）を整備する（二地域居住中の住居支援・家賃補助、通うための交通費補助など）
- 小中高校生を対象にしたまちづくり教育を実施し次世代の担い手を育成

### 相談窓口の設置

- 地域づくりに関する相談窓口を設置し、気軽に相談できる環境を整備
- オンライン相談システムを導入することで利便性を向上させる

### 自治会DXの 推進

- 地域コミュニティにおいて、住民や行政間の情報共有を効率化して、負担を軽減し、さらには新たなサービス提供を可能とするため、地域交流アプリなどデジタル技術を活用します

# 第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

## (3) 市民と行政のコミュニケーション促進

・市民と行政が意見交換しやすい仕組みを構築し協働によるまちづくりを推進

### 意見交換の場の提供

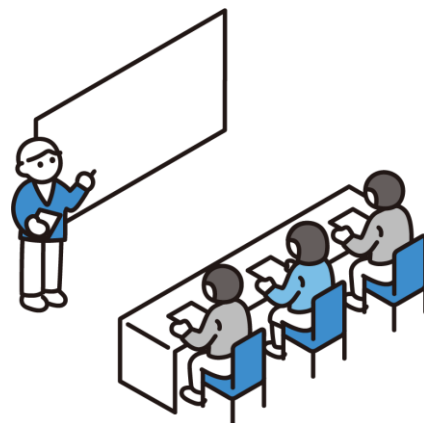
- 市民と行政が具体的に話し合える場を定期的に設ける
- 若い世代や女性の意見を市政に反映する仕組みを構築する
- 小中高生が行政と意見交換する場を第三者の運営で開催する
- 「聞き流し防止」のファシリテーションルール（説明→質問→回答→要約→合意）を官民による様々な会議や打ち合わせに導入

### 中間支援の強化

- 市民と行政をつなぐコーディネーターを設置しネットワークを拡充する
- 市民団体の活動に対する助言や資金支援を拡充する
- 地域活動に「まにこいん」ポイント制を導入し、地域活動の事業に活用できる仕組みを導入
- 「ゆつくりと関係を育む人・組織」ローカルファシリテーターを配置し、人間関係資本を醸成する
- 地域活動団体や地域食堂など地域に根ざした取り組みを支援

### 情報共有の推進

- 市民活動グループが情報交換できる場を提供する
- 市民が取り残されないよう分かりやすい情報発信を行う



# 第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

## (4) 協働を推進するための市の体制づくり

・協働を推進するための市の体制を整備し持続可能なまちづくりを実現

### 行政庁内の 組織体制強化

- 専門性の高い職員が地域と長く繋がる体制づくり
- 地域づくりに関わる人材を一定数確保
- 部署や振興局を越えて情報共有をする庁内体制の整備
- 地域側との関係継続を重視し、人事異動時に複数人で引き継ぐ「ペア制」を導入し関係資本を組織に残すようにする

### 補助金制度の 見直し

- モデル事業を受託した団体への補助金を拡充
- 補助金の見直しを定期的に行い、用途の柔軟性を高め、協働事業の効率化を図る

### イベントの実施

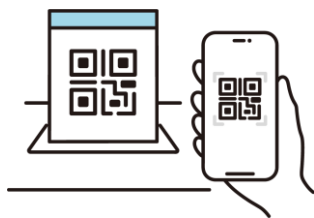
- 市全体で取り組む「真庭市市民活動デー」や「まにわ〇〇の日」を設け老若男女が参加できるイベントを開催
- 地域への愛着を醸成するようなイベントを定期的に企画する
- 中高生主体の市民参加イベントを年間スケジュール化し、若者との協働文化を醸成する

### 自治体DXの 推進

- 市民にもわかる組織図・窓口の一覧をウェブ／紙で公開しワンストップ相談を実現する
- フロントヤード・バックヤード改革を行い、行政文書のオンライン申請を可能にするなど効率化を図る
- データドリブンな行政経営を行い、利活用しやすいデータの整備を行う

### 地域社会DXの 推進

- 市民活動を行うと「まにこいん」が支給されるような体制をとり、域内で通貨が循環できるようにする
- ドローン、RPA、自動運転、GISなどのデジタル技術で、オンデマンド交通やAI分析による獣害対策などを実現する



# 第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

## (5) 協働を実践する場づくり

・協働を実践するための場を提供し、地域課題の解決に向けた取り組みを推進

### 喫緊の地域課題への対応

- 「協業モデルパッケージ」を策定し、手順・書式・費用例を公開
- 自主防災・防犯活動を支援し、地域の安全を確保
- 地域課題に関わる住民組織へ成果連動型報酬を付与しモチベーションを高める

### 意識改革の推進

- 市民に15年後の人口減少に関する情報を共有し、将来を見据えた施策を協働で検討する
- 人口減少に伴う課題などの危機感を共有し、自分ごととして地域課題に取り組む意識を醸成
- 行政サービスの見直しや財源確保に向けた議論を協働で進める
- 世代別の協議を実践し、地域を楽しむ仕組みを構築
- シンポジウムやフォーラムなどの行事は目的・期待成果を事前に提示し、終了後に効果測定とノウハウをデジタルアーカイブで共有

